物件の交渉・契約について

「売りたい方・貸したい方」と「買いたい方・借りたい方」 の契約交渉の方法は、直接型と間接型があります。交渉方法は「売りたい方・貸したい方」が選択します。

売りたい方・貸したい方

選択

直接型

「売りたい方・貸したい方」と「買いたい方・借りたい方」の両者間で直接契約交渉を行う方法です。

間接型

交渉・契約に関する仲介を、下記の宅地建物取引業団体に所属する会員に依頼する方法です。

空き家バンク制度　媒介等業務協力会員

（公社）三重県宅地建物取引業協会　（公社）全日本不動産協会三重県本部

登録から斡旋までの事務手続

売りたい方・貸したい方

いなべ市

買いたい方・借りたい方

- 登録申込①②（売りたい方 → いなべ市）
- 利用登録申込⑦（買いたい方 → いなべ市）
- 登録完了通知③（いなべ市 → 売りたい方）
- 利用登録通知⑧（いなべ市 → 買いたい方）
- 現地調査（いなべ市 → 売りたい方）
- 登録変更届④（売りたい方 → いなべ市）
- 利用登録変更届⑨（買いたい方 → いなべ市）
- 登録取消完了通知⑤（いなべ市 → 売りたい方）
- 利用登録取消完了通知⑩（いなべ市 → 買いたい方）
- 登録取消申出⑥（売りたい方 → いなべ市）
- 利用登録取消申出⑪（買いたい方 → いなべ市）
- 交渉申込通知⑭（いなべ市 → 売りたい方）
- 交渉申込⑫　誓約書⑬（買いたい方 → いなべ市）
- 交渉通知完了通知⑮（いなべ市 → 買いたい方）
- 交渉結果報告⑯（売りたい方 → いなべ市）

申込・登録関係　変更・取消関係　交渉申込関係

○数字は要綱様式番号